

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	農村振興局 整備部 設計課
部署の業務内容	土地改良事業の長期計画、広域的調査、工事、国際協力に関すること及び整備部の総括

項 目			対応	点 検 結 果 の 概 要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	土地改良区の方々との接点が多いが、政策提案活動等の面談機会では、双方向の意見交換の時間を十分にとるなど丁寧な対応に努めている。また、事業に関する外部からの問い合わせに関し、窓口を設計課に一元化するなどの省外の皆様の利便性の向上に努めている。今後とも、丁寧な行政姿勢の徹底について職員意識の醸成に努めていきたい。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	直轄事業の工事に関し、談合情報等の提供があった場合を想定し、入札参加者から個別に聞き取りを行う等のルールを予め定めている。また、調査が硬直化しないよう、個別案件ごとの内容に応じて、公平性・透明性の観点から適切かつ厳格に対応するよう留意している。また、報道関係者等省外からの問い合わせに関しては、設計課を窓口とする対応の手順をルール化しており、同様の取組を行う地方局とも連携し、迅速かつ丁寧な対応に努めている。今後とも、公正で透明性の高い業務運営に努めたい。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	事業に関する情報を丁寧に発信する観点から、地方行政関係者や土地改良区関係者に対し、予算や制度に関する説明会や意見交換会を定期的開催している。また、広く一般国民の皆様を対象に、整備部独自のメールマガジンの配信やHPにおける情報発信、都市住民等を対象とした「水と土」をテーマとするシンポジウムを全国各地で開催する等の取組を行い、国民各層との意見交換に努めている。個別の事業の実施にあたっては、事前・期中・事後のそれぞれのタイミングで、第三者委員会等を活用する事業評価制度を設けている。また、長期計画の策定については、地方懇談会の開催やパブリックコメントの実施を行っている。今後は、農業や農村と接する機会の少ない都市住民の皆様が、農地や農業用水の重要性について一層実感・共感していただけるよう、体験型・参加型の交流を一層充実させていきたい。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	

	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	土地改良事業全般として、土地改良区やその連合会と関係している。また、事業の推進に関する公益法人を所管している。日々の業務においては、受益者が特定される土地改良事業の特性を踏まえ、受益者はもとより、消費者を含めた一般国民に対する説明責任の遂行に留意している。また、民間との契約行為を行う際には、公平性・透明性の確保に努めている。今般、公共事業予算が抑制基調にあり、新たな開発投資から既存施設の更新投資や長寿命化等の有効活用へと軸足が移行する中で、関係者の意識転換を促すとともに、事業内容の転換に応じた組織のスリム化や運営の合理化を進めていきたい。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	
	項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—	

	影響可能性の確認	食の安全に関する業務ではないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	○	土地改良事業の実施や造成された施設は、食料の生産現場の土地・水資源や自然環境に働きかけ、これに溶け込んで機能する点を強く意識し、「環境との調和に配慮」する土地改良法の精神に則り、農村空間の健全性の向上に努めていきたい。 また、国民の健康の観点では、土地改良施設のアスベスト問題に適切に対処する。
--	----------	---	---	--

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	土地改良施設についても耐震対策を行うべきではないか。		土地改良施設の耐震設計については、「設計基準」を定め、施設の規模等を勘案した地震に対する安全性の検討を行ってきたところ。 平成16年には、兵庫県南部地震等による被災の教訓を踏まえ、大災害を招く危険性のある大規模な地震動を想定した「土地改良施設 耐震設計の手引き」を作成し、適用を開始している。 また、近年改定した設計基準「農道」、「ポンプ場」、「頭首工」においても、施設の重要度に応じて、大規模な地震動に対する耐震性能を保持する設計を行うこととしている。今後は、他の設計基準についても検討を進める予定。
	土地改良事業は地方に任せた方が良いのではないか。農業のことは地域農業の本質が分かっている地方に任せるべきです。		国は、大規模で公共性の高い基幹施設の整備更新に限定して直轄事業を実施している。その他の規模の小さな施設は、地方公共団体や土地改良区が実施する仕組みとなっている。 地方分権については、内閣府に設置された「地方分権改革推進委員会」において議論されており、土地改良事業の見直しを含む勧告が昨年末にまとめられたところ。 (アドレス http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/torimatome/torimatome-index.html) この勧告を受けて、政府としての工程表を作成し、地方分権の取組を進めていくこととしている。